

掛金の負担について

○ 公立学校共済組合

経営管理班 022-211-3673

組合員の給料や期末手当等から控除される掛金等及び地方公共団体等からの負担金は、共済組合の様々な事業や介護保険制度の財源となります。

区分	算定方法
共済組合掛金	【給料】掛金・保険料＝標準報酬月額 × 掛金・保険料率（円未満切捨て）
	【期末手当等】掛金・保険料＝標準期末手当等の額 × 掛金・保険料率（円未満切捨て）

【掛金・保険料率（一般職）】

（千分率）

区分		短期 (福祉含む)	介護	子ども 子育て	厚生年金保険	退職等年金
			(40 歳以上 ～65 歳未 満)		(70 歳以上は対象 外)	
標準報酬月額 標準期末手当等	一般組合員	48.01	7.88	1.15	91.5	7.5
	短期組合員				—	—
	船員組合員	46.33	7.88	1.15	91.5	7.5
	船員短期組合員				—	—
	75 歳以上の組合員	4.94	—	—	—	7.5
	75 歳以上の短期組合員				—	
標準報酬月額等の最高限度額		標準報酬月額 1,390,000 円 標準報酬期末手当等 5,730,000 円 (年間累計額)			標準報酬月額 650,000 円 標準報酬期末手当等 1,500,000 円	

【掛金の免除】

区分	免除期間
産前産後休業	産前産後休業取得者からの申出により、産前産後休業を開始した日の属する月から産前産後休業が終了する日（ <u>出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間</u> ）の翌日の属する月の前月までの期間について、免除されます。 ※ 多胎の場合は、出産の日以前98日から出産の日後56日までの期間免除となります。
育児休業	〈例月給与掛金等〉 ※次の <u>いずれかに</u> 該当する場合 ・月末時点で育児休業を取得している。 ・同一月内に育児休業の開始日と終了日があり、その育児休業の期間が14日以上である。 〈期末勤勉掛金等〉 ※次の <u>いずれにも</u> 該当する場合 ・期末勤勉手当支給月の月末時点で育児休業中である。 ・育児休業の期間が1か月を超えている。

※ 掛金免除は、組合員からの申出書の提出が必要です。

申出書の提出書類については、P13「掛金の免除」を参照してください。